

それでは、本日の議案ですが、1件でございます。第1号議案、こちらについて事務局からご説明をお願いいたします。

[第1号議案を朗読]

---

○事務局 前方のスクリーンもしくはお手元の資料をご覧ください。

それでは、1号議案の文里湾横断道路について説明させていただきます。

まず初めに、文里湾横断道路の位置関係について説明させていただきます(資料 P.1)。

皆様から見て、下側が大阪・和歌山市方面、上側が串本・新宮方面になります。こちらの赤色で着色しているのが文里湾横断道路でございます。

本路線につきましては、主要地方道田辺白浜線、一般県道文里港線の交通混雑の緩和や、大規模災害時における地域の避難ルートの確保等を目的とする幹線道路として都市計画決定されております。

道路延長は約 1,710 メートルで、今回の変更は全区間が対象となります。

次に、文里湾横断道路の計画概要について説明させていただきます(資料 P.2)。

まず、番号につきましては、最初のこちらの「3」は道路の区分を表すものでございます。自動車専用道路が1、幹線街路が3などで区分されており、本路線は幹線街路ですので「3」となっております。

次の「5」が道路の規模、幅員の範囲を示しており、本路線の標準幅員が12メートル以上16メートル未満で5とされていることから「5」となっております。

最後の番号については、田辺市の道路区分ごとの通し番号となっております。

道路延長は約 1,710 メートル、道路規格は第4種第2級、設計速度は時速50キロメートル、車線数は2車線、標準道路幅員が14メートルで、幅員構成につきましては、車道3.0メートル×2車線、停車帯1.5メートル×2、歩道2.5メートル×2となります。

こちらは、今回の主な変更箇所を示した図になります(資料 P.3)。

1 ページ目の位置図と向きが変わっており、左側が起点側、右側が終点側になります。

変更内容は3点あります。1点目が交差点形状の変更、2点目が線形の変更、3点目が道路構造物の追加となります。

それでは、起点側から順に説明させていただきます。

1点目が交差点形状の変更になります（資料 P.4）。

図面の見方ですが、緑色に変更のない区域、赤色が今回追加する区域、黄色が今回削除する区域を表しています。

詳細設計の結果、今回の事業で実施する交差点整備の範囲が確定したため、その範囲に合わせて区域を変更するものになります。通行車両及び歩行者の安全な交通を確保するために、右折車線の追加、左折車線の追加及び隅切り区域の追加をしております。

こちらは、今申し上げた変更箇所の現地写真を下に示したものです（資料 P.5②）。おおよそ写真の位置に新たに交差点ができるような計画となっております。

2点目が線形の変更になります（資料 P.6）。

もともと橋梁部分はS字カーブの形状となっていましたが、詳細設計の結果、カーブを1つにすることにより、縦断勾配がある橋梁部でもより安全に走行できる道路線形に変更できることが今回確認できたため、緑色と赤色で着色した範囲に道路の線形を変更し、通行車両の走行性及び安全性確保を図ります。

こちらは、今申し上げた変更箇所の現地の写真を下に示したものです（資料 P.7）。こちらに橋梁ができる計画となっております。

3点目が道路構造物——切土のり面や盛土のり面の追加となります（資料 P.8）。

低い谷を埋めるための盛土区間や、山を切る切土区間が連続している区間になっています。山や谷の高さが異なるため、凸凹している計画になっています。

下の図は、変更箇所の横断面図になります（資料 P.9）。

図の黒線の幅が、変更前の都市計画道路区域です。道路幅員のみを指定して

おりましたが、詳細設計により、切土のり面や盛土のり面の形状が確定したので、必要となる構造物の範囲——図の赤線で示す範囲まで新たに都市計画道路区域に追加します。

こちらが、変更箇所の実地の写真を下に示したものです（資料 P.10）。赤線で囲っている箇所が、今説明した区間になっております、

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長　　どうもご説明ありがとうございました。

それでは、この議案に関しましてご意見、ご質問ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

○16 番　　橋梁部分の S 字カーブをなくすときに、どんな工夫をしたのか。

○事務局　　道路の線形のスライドをもう一度映します（資料 P.7）。

令和元年に都市計画決定されておりましたが、そちらの時点では詳細な測量や設計ができておらず、基本となるルートや道路幅員で都市計画の決定を行いましたので、今回、詳細設計の結果に基づき、縦断勾配のある橋梁部でも、より安全に走行できる道路構成に変更できることが確認したので、それにより橋梁の施工性が向上し、コストについても縮減が可能となることが確認できたため、道路法線の見直しを行ったものです。

○議長　　いかがでしょう。

○16 番　　はい、分かりました。

○議長　　2 番委員、どうぞ。

○2 番　　都計のこの決定自体に余り関係ないのですが、ご存じのように、ここは文里湾に津波が来るところで、高さがどのくらいその橋梁部分はあって、橋脚を何本入れるのか。そこの防波堤の上を走るわけじゃなくて、橋脚の立てる位置ですよね。橋脚をどのくらい入れて、それが文里湾の津波に対して——都計審の話ではないんですけど、ご参考までに教えていただきたらと思いますが。

○事務局　　ご質問ありがとうございます。

まず、津波の高さについてですが、平成 25 年に県が公表した南海トラフ巨大地震による津波では、最大 12 メートルの津波高さが想定されております。

文里湾横断道路の最も高い部分では、約 29 メートルの高さがあり、海の上をまたぐ橋梁につきましても、12 メートル以上の高さを確保しております。

橋脚の本数につきましては、現時点では 11 本計画しております。

○2 番 結構入る。ありがとう。

ということは、最悪この上に避難できるという理解でよろしいか。

○事務局 はい。文里湾横断道路につきましては、南海トラフ巨大地震による津波に対して文里地区の津波避難困難地域のみならず、周辺の利用者の避難路、避難場所としての機能、役割を期待しています。

○2 番 ありがとうございます。

○議長 大変重要な点をご指摘いただきまして、どうもありがとうございます。それも、非常に重要なインフラになるかと思えますね。

これ下、船が通るから 29 メートルなんですね、それだけ高いのは。

○事務局 そうです。(資料 P.7 写真) 今スライドに示しております、この辺りを船が通りますので、この高さを確保しております。

○議長 はい、ありがとうございます。

本当は、これ断面図もあったほうがよかったね。

○2 番 そうですね。

○議長 平面図だけじゃなくてね。

はい、ありがとうございます。

ほかに、いかがでしょうか。

ございませんか。

私から 1 点だけ。すみません。

4 ページの変更①の部分ですが、交差点が 2 つあるんですけども、ここの交通処理は信号とか特に入らないという理解でよろしいですか。

○事務局 ご質問ありがとうございます。

こちらの交差点につきましては、公安委員会と協議の結果、1 カ所に信号ができる計画と聞いております。

○議長 1 カ所というのは、左側ですか。右側ですか。

○事務局 右側でございます。

○議長 右側ですね。はい、橋に上がっていくところで信号で制御されると

ということですね。

○事務局 はい。

○議長 はい、分かりました。

ほかに、いかがでしょうか。特にございませんか。

特にご意見がないようでしたら、第1号議案に関してお諮りしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「はい」の声〕

○議長 はい。それでは、第1号議案について、本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める。」としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声〕

○議長 はい、ありがとうございます。

異議なしということでございますので、第1号議案につきまして、本審議会からは「原案のとおり変更することを適当と認める。」とさせていただきます。

今日は、1件だけでございますね。

以上で、本日の予定しておりました議案、全て終了ということになります。委員の皆様方、どうもありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返ししたいと思います。

○司会 ご審議ありがとうございました。

本日の審議内容につきましては、事務局から速やかに関係機関に通知させていただきます。

これをもちまして、「第123回和歌山県都市計画審議会」を閉会させていただきます。

本日は、どうもありがとうございました。

閉 会 午後4時24分